

「AS 番号割り当て規約」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
第 7 条（割り当て情報） （中略） 3. 被割り当て者からあらかじめ特定事項について非公開とする旨の請求があり、（中略）同規則により、当センターはこを開示することができる。	第 7 条（割り当て情報） （中略） 3. 被割り当て者からあらかじめ特定事項について非公開とする旨の請求があり、（中略）同規則により、当センターはこ<u>れ</u>を開示することができる。
第 13 条（AS 番号の返却後の効果） 期間の満了、解除その他事由のいかんを問わず当該アドレスが当センターに返却された場合であっても、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 <u>17</u> 条および第 <u>18</u> 条の規定はその後なお有効に存続するものとする。	第 13 条（AS 番号の返却後の効果） 期間の満了、解除その他事由のいかんを問わず当該アドレスが当センターに返却された場合であっても、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 <u>18</u> 条および第 <u>19</u> 条の規定はその後なお有効に存続するものとする。
（新設）	<u>第 15 条（AS 番号追加割り当て手数料）</u> <u>被割り当て者が、新たな AS 番号割り当ての申し込みや、当センターが移転を承諾し、AS 番号の移転を受けることとなった場合で、割り当てまたは移転の結果、AS 番号の総数が 2 個を超える場合には、「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」の定めるところにより、AS 番号追加割り当て手数料を支払うものとする。</u> <u>2. 前項にかかわらず、IP アドレス管理指定事業者、プロバイダ非依存アドレス（歴史的 PI アドレスを含む）の被割り当て者、AS 番号被割り当て者のいずれでもない者が、本規約に基づいて、AS 番号の割り当てまたは移転を受けようとする場合に限り、割り当てまたは移転の</u>

	<u>結果、AS 番号の総数が 2 個を超える申し込みを行い、契約料を支払った場合には、AS 番号追加割り当て手数料は、第 14 条の契約料に含むこととし、AS 番号追加割り当て手数料の支払いは不要とする。</u>
第 <u>15</u> 条（AS 番号維持料） 被割り当て者は、当センターに対し、「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」で定めるところにより AS 番号維持料を支払う。 <u>2. 前項にかかわらず、被割り当て者が IP アドレス管理指定事業者として IP アドレスの割り振りを受けている場合、またはプロバイダ非依存アドレス（歴史的 PI アドレスを含む）の割り当てを受けている場合は、AS 番号維持料の支払いを免除する。</u>	第 <u>16</u> 条（AS 番号維持料） 被割り当て者は、当センターに対し、「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」で定めるところにより AS 番号維持料を支払う <u>ものとする。</u>
第 <u>16</u> 条（AS 番号移転手数料） （中略） 2. 前項にかかわらず、IP アドレス管理指定事業者、プロバイダ非依存アドレス（歴史的 PI アドレスを含む）の被割り当て者、AS 番号被割り当て者のいずれでもない者が、本規約に基づいて、AS 番号の移転を受けようとする場合に限り、AS 番号移転手数料は、第 14 条の契約料に含<u>まれるため</u>、AS 番号移転手数料の支払いは不要とする。	第 <u>17</u> 条（AS 番号移転手数料） （中略） 2. 前項にかかわらず、IP アドレス管理指定事業者、プロバイダ非依存アドレス（歴史的 PI アドレスを含む）の被割り当て者、AS 番号被割り当て者のいずれでもない者が、本規約に基づいて、AS 番号の移転を受けようとする場合に限り、AS 番号移転手数料は、第 14 条の契約料に含<u>むこととし</u>、AS 番号移転手数料の支払いは不要とする。

第 <u>17</u> 条（当センターの責任） （略） 第 <u>18</u> 条（閲覧） （略） 第 <u>19</u> 条（準拠法） （略） 第 <u>20</u> 条（合意管轄） （略） 第 <u>21</u> 条（協議） （略）	第 <u>18</u> 条（当センターの責任） （略） 第 <u>19</u> 条（閲覧） （略） 第 <u>20</u> 条（準拠法） （略） 第 <u>21</u> 条（合意管轄） （略） 第 <u>22</u> 条（協議） （略）
付則 （中略） 6. この規則は、「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」の新設に伴い、2023 年 1 月 27 日に改正され、2023 年 3 月 31 日より実施する。	付則 （中略） 6. この規則は、「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」の新設に伴い、2023 年 1 月 27 日に改正され、2023 年 3 月 31 日より実施する。 <u>7. この規則は、AS 番号追加割り当て手数料の導入に伴い、2025 年 7 月 15 日に改正され、2026 年 3 月 31 日より実施する。</u>

「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
* 目次 * 本文書について 1. 契約料 2. IP アドレス・AS 番号維持料 2.1 IP アドレス維持料 2.2 AS 番号維持料 3. IPv4 アドレス及び AS 番号移転手数料 3.1 IPv4 アドレス移転手数料 3.2 AS 番号移転手数料 4. 認証デバイス追加発行手数料 5. 書面对応手数料 6. 各料金の支払い方法 6.1 支払方法 6.2 支払期限 6.3 その他 7. JPNIC 正会員の料金減額 7.1 IP アドレス・AS 番号維持料の減額 7.2 各種料金の免除 8. 本文書の変更について 9. 問い合わせ窓口	* 目次 * 本文書について 1. 契約料 <u>2. AS 番号追加割り当て手数料</u> <u>3. IP アドレス・AS 番号維持料</u> <u>3.1 IP アドレス維持料</u> <u>3.2 AS 番号維持料</u> <u>4. IPv4 アドレス及び AS 番号移転手数料</u> <u>4.1 IPv4 アドレス移転手数料</u> <u>4.2 AS 番号移転手数料</u> <u>5. 認証デバイス追加発行手数料</u> <u>6. 書面对応手数料</u> <u>7. 各料金の支払い方法</u> <u>7.1 支払方法</u> <u>7.2 支払期限</u> <u>7.3 その他</u> <u>8. JPNIC 正会員の料金減額</u> <u>8.1 IP アドレス・<u>維持料および</u>AS 番号維持料の減額</u> <u>8.2 各種料金の免除</u> <u>9. 本文書の変更について</u> <u>10. 問い合わせ窓口</u>

(新設)	<u>2. AS 番号追加割り当て手数料</u> <u>AS 番号被割り当て者 (AS 番号割り当て先組織) が新たな AS 番号割り当ての申し込みや移転を受ける場合で、割り当てまたは移転の結果、AS 番号の総数が 2 個を超える場合には、2 個を超える分について、新たに割り当てまたは移転を受ける AS 番号 1 個ごとに、AS 番号追加割り当て手数料を請求します。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th><th>費用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AS 番号追加割り当て手数料</td><td>新たに割り当てまたは移転を受ける AS 番号 1 個につき 55,000 円 (うち消費税 5,000 円)</td></tr> </tbody> </table> <u>AS 番号被割り当て者になろうとする者が、割り当てまたは移転の結果、AS 番号の総数が 2 個を超える申し込みを行い、契約料をお支払いただいた場合は、AS 番号追加割り当て手数料の支払いを免除します。</u>	料金種別	費用	AS 番号追加割り当て手数料	新たに割り当てまたは移転を受ける AS 番号 1 個につき 55,000 円 (うち消費税 5,000 円)				
料金種別	費用								
AS 番号追加割り当て手数料	新たに割り当てまたは移転を受ける AS 番号 1 個につき 55,000 円 (うち消費税 5,000 円)								
<u>2. IP アドレス・AS 番号維持料</u> <u>2.1 IP アドレス維持料</u> IP アドレス維持料は次の表の通りとします。毎年 4 月 1 日 0:00 時点の割り振り・割り当てアドレス数の総量に基づき、以下の計算式によって算出します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th><th>費用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IP アドレス維持料</td><td>・ IPv4 アドレスに基づく算出 (65000 × 1.3^(log2[IPv4 アドレスの総数]-9)) + 消費税</td></tr> </tbody> </table>	料金種別	費用	IP アドレス維持料	・ IPv4 アドレスに基づく算出 (65000 × 1.3 ^(log2[IPv4 アドレスの総数]-9)) + 消費税	<u>3. IP アドレス・AS 番号維持料</u> <u>3.1 IP アドレス維持料</u> IP アドレス維持料は次の表の通りとします。毎年 4 月 1 日 0:00 時点の割り振り・割り当てアドレス数の総量に基づき、以下の計算式によって算出します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th><th>費用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IP アドレス維持料</td><td>・ IPv4 アドレスに基づく算出 (基本料金 × 係数^(log2[IPv4 アドレスの総数]-9)) + 消</td></tr> </tbody> </table>	料金種別	費用	IP アドレス維持料	・ IPv4 アドレスに基づく算出 (基本料金 × 係数 ^(log2[IPv4 アドレスの総数]-9)) + 消
料金種別	費用								
IP アドレス維持料	・ IPv4 アドレスに基づく算出 (65000 × 1.3 ^(log2[IPv4 アドレスの総数]-9)) + 消費税								
料金種別	費用								
IP アドレス維持料	・ IPv4 アドレスに基づく算出 (基本料金 × 係数 ^(log2[IPv4 アドレスの総数]-9)) + 消								

相当額(単位：円)

・ IPv6 アドレスに基づく算出

$(65000 \times 1.3^{(\log_2[\text{IPv6 アドレスの}/56 \text{ の個数}] - 23)}) + \text{消}$

費税相当額(単位：円)

(算出に当たっての注意事項)

費税相当額(単位：円)

・ IPv6 アドレスに基づく算出

$(\text{基本料金} \times \text{係数}^{(\log_2[\text{IPv6 アドレスの}/56 \text{ の個数}] - 22)}) + \text{消費税相当額(単位：円)}$

基本料金および係数は、IP アドレス維持料の請求年度により以下の値を採用することとします。

<u>請求 年度</u>	<u>2026 年度</u>	<u>2027 年度</u>	<u>2028 年度</u>
<u>基本 料金</u>	<u>55,000</u>	<u>56,100</u>	<u>57,222</u>
<u>係数</u>	<u>1.32</u>	<u>1.325</u>	<u>1.325</u>

(算出に当たっての注意事項)

・ 算出して得られた新 IP アドレス維持料が以下の最低負担金額を下回る場合には、最低負担金額を当該年度の IP アドレス維持料とします。

<u>請求 年度</u>	<u>2026 年度</u>	<u>2027 年度</u>	<u>2028 年度</u>
<u>最低 負担 金額</u>	<u>60,500 円 (うち 消費 税：)</u>	<u>61,710 円 (うち 消費 税：)</u>	<u>62,944 円 (うち 消費 税：)</u>

- ・ IPv4 アドレスおよび IPv6 アドレスの両方の分配を受けている場合は、いずれか一方の金額が多い方の IP アドレス維持料を請求いたします。

	<u>5,500</u>	<u>5,610</u>	<u>5,722</u>
	<u>円)</u>	<u>円)</u>	<u>円)</u>

・ IP アドレス管理指定事業者が IP アドレス割り振りを受けていない場合の IP アドレス維持料は、当該年度の最低負担金額とします。

- ・ IPv4 アドレスおよび IPv6 アドレスの両方の分配を受けている場合は、いずれか一方の金額が多い方の IP アドレス維持料を請求いたします。

・ IP アドレス維持料を算出する場合の端数処理は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

・ 2026 年度に限り、以下の計算式を利用した IP アドレス維持料をあわせて算出します。算出した IP アドレス維持料を旧 IP アドレス維持料と呼びます。

・ IPv4 アドレスに基づく算出

$$(65000 \times 1.3^{(\log_2[\text{IPv4 アドレスの総数}] - 9)}) + \text{消費税相当額 (単位: 円)}$$

・ IPv6 アドレスに基づく算出

$$(65000 \times 1.3^{(\log_2[\text{IPv6 アドレスの}/56 \text{ の個数}] - 23)}) + \text{消費税相当額 (単位: 円)}$$

上記計算式で算出した旧 IP アドレス維持料と、2026 年度の基本料金および係数を適用した計算式で算出した IP アドレス維持料および AS 番号維持料(以下、新 IP アドレス維持料と呼びます)を比

	<u>較します。旧 IP アドレス維持料と比較して、新 IP アドレス維持料が 20 万円以上かつ 20 パーセント以上多くなる場合に限り、経過措置として、旧 IP アドレス維持料に 1.2 を乗じた金額を 2026 年度 IP アドレス維持料とします。上記で定める、旧 IP アドレス維持料と新 IP アドレス維持料は、「8.1 IP アドレス・AS 番号維持料の減額」の適用後の金額とします。</u>																												
<u>2.2 AS 番号維持料</u> AS 番号維持料は次の表の通りとします。毎年 4 月 1 日 0:00 時点の AS 番号被割り当て者 (AS 番号割り当て先組織) に対して請求します。	<u>3.2 AS 番号維持料</u> AS 番号維持料は次の表の通りとします。毎年 4 月 1 日 0:00 時点の AS 番号被割り当て者に対して請求します。<u>AS 番号被割り当て者が割り当てを受けている AS 番号の総数が 2 個を超える場合には、2 個を超える分について、1 個当たり 11,000 円(うち消費税：1,000 円)を下記に追加して請求します。</u> <table><tr><th>料金種別</th><th>費用</th></tr><tr><td>AS 番号維持料</td><td> <u>AS 番号維持料は、請求年度により以下の金額とします。</u> <table><tr><th><u>請求年度</u></th><th><u>2026 年度</u></th><th><u>2027 年度</u></th><th><u>2028 年度</u></th></tr><tr><td><u>金額</u></td><td><u>60,500</u></td><td><u>61,710</u></td><td><u>62,944</u></td></tr><tr><td></td><td><u>円</u></td><td><u>円</u></td><td><u>円</u></td></tr><tr><td></td><td><u>(うち</u></td><td><u>(うち</u></td><td><u>(うち</u></td></tr><tr><td></td><td><u>消費</u></td><td><u>消費</u></td><td><u>消費</u></td></tr><tr><td></td><td><u>税：</u></td><td><u>税：</u></td><td><u>税：</u></td></tr></table></td></tr></table>	料金種別	費用	AS 番号維持料	<u>AS 番号維持料は、請求年度により以下の金額とします。</u> <table><tr><th><u>請求年度</u></th><th><u>2026 年度</u></th><th><u>2027 年度</u></th><th><u>2028 年度</u></th></tr><tr><td><u>金額</u></td><td><u>60,500</u></td><td><u>61,710</u></td><td><u>62,944</u></td></tr><tr><td></td><td><u>円</u></td><td><u>円</u></td><td><u>円</u></td></tr><tr><td></td><td><u>(うち</u></td><td><u>(うち</u></td><td><u>(うち</u></td></tr><tr><td></td><td><u>消費</u></td><td><u>消費</u></td><td><u>消費</u></td></tr><tr><td></td><td><u>税：</u></td><td><u>税：</u></td><td><u>税：</u></td></tr></table>	<u>請求年度</u>	<u>2026 年度</u>	<u>2027 年度</u>	<u>2028 年度</u>	<u>金額</u>	<u>60,500</u>	<u>61,710</u>	<u>62,944</u>		<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		<u>(うち</u>	<u>(うち</u>	<u>(うち</u>		<u>消費</u>	<u>消費</u>	<u>消費</u>		<u>税：</u>	<u>税：</u>	<u>税：</u>
料金種別	費用																												
AS 番号維持料	<u>AS 番号維持料は、請求年度により以下の金額とします。</u> <table><tr><th><u>請求年度</u></th><th><u>2026 年度</u></th><th><u>2027 年度</u></th><th><u>2028 年度</u></th></tr><tr><td><u>金額</u></td><td><u>60,500</u></td><td><u>61,710</u></td><td><u>62,944</u></td></tr><tr><td></td><td><u>円</u></td><td><u>円</u></td><td><u>円</u></td></tr><tr><td></td><td><u>(うち</u></td><td><u>(うち</u></td><td><u>(うち</u></td></tr><tr><td></td><td><u>消費</u></td><td><u>消費</u></td><td><u>消費</u></td></tr><tr><td></td><td><u>税：</u></td><td><u>税：</u></td><td><u>税：</u></td></tr></table>	<u>請求年度</u>	<u>2026 年度</u>	<u>2027 年度</u>	<u>2028 年度</u>	<u>金額</u>	<u>60,500</u>	<u>61,710</u>	<u>62,944</u>		<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		<u>(うち</u>	<u>(うち</u>	<u>(うち</u>		<u>消費</u>	<u>消費</u>	<u>消費</u>		<u>税：</u>	<u>税：</u>	<u>税：</u>				
<u>請求年度</u>	<u>2026 年度</u>	<u>2027 年度</u>	<u>2028 年度</u>																										
<u>金額</u>	<u>60,500</u>	<u>61,710</u>	<u>62,944</u>																										
	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>																										
	<u>(うち</u>	<u>(うち</u>	<u>(うち</u>																										
	<u>消費</u>	<u>消費</u>	<u>消費</u>																										
	<u>税：</u>	<u>税：</u>	<u>税：</u>																										

	<table><tr><td></td><td></td><td><u>5,500</u> <u>円)</u></td><td><u>5,610</u> <u>円)</u></td><td><u>5,722</u> <u>円)</u></td></tr></table>			<u>5,500</u> <u>円)</u>	<u>5,610</u> <u>円)</u>	<u>5,722</u> <u>円)</u>
		<u>5,500</u> <u>円)</u>	<u>5,610</u> <u>円)</u>	<u>5,722</u> <u>円)</u>		
AS 番号被割り当て者が、IP アドレス管理指定事業者として IP アドレスの割り振りを受けている場合、またはプロバイダ非依存アドレスの割り当てを受けている場合 <u>は</u> 、AS 番号維持料の支払いを免除します。	AS 番号被割り当て者が、IP アドレス管理指定事業者として IP アドレスの割り振りを受けている場合、またはプロバイダ非依存アドレスの割り当てを受けている場合 <u>で、割り当てを受けている AS 番号の総数が 2 個までの場合には</u> 、AS 番号維持料の支払いを免除します。 <u>割り当てを受けている AS 番号の総数が 2 個を超える場合には、2 個を超える分について、1 個当たり 11,000 円(うち消費税: 1,000 円)を AS 番号維持料として請求します。</u>					
<u>3.</u> IPv4 アドレスおよび AS 番号移転手数料 (略) <u>3.1</u> IPv4 アドレス移転手数料 (略) <u>3.2</u> AS 番号移転手数料 (略) <u>4.</u> 認証デバイス追加発行手数料 (略) <u>5.</u> 書面对応手数料 (略) <u>6.</u> 各料金の支払い方法 (略)	<u>4.</u> IPv4 アドレスおよび AS 番号移転手数料 (略) <u>4.1</u> IPv4 アドレス移転手数料 (略) <u>4.2</u> AS 番号移転手数料 (略) <u>5.</u> 認証デバイス追加発行手数料 (略) <u>6.</u> 書面对応手数料 (略) <u>7.</u> 各料金の支払い方法 (略)					

6.1 支払方法 (略)	7.1 支払方法 (略)																												
6.2 支払期限 各種料金の請求先および支払期限は次の表の通りとします。 <table><tr><th>料金種別</th><th>請求先</th><th>支払期限</th><th>備考</th></tr><tr><td>契約料 (IP 指定事業者契約)</td><td>申込内容中の 契約者情報 (経理担当者 情報)中の[経 理担当窓口]</td><td rowspan="3">請求書発行後 1ヵ月</td><td rowspan="3">契約料の納入 を確認後、契 約締結手続き を行います。</td></tr><tr><td>契約料(プロ バイダ非依存 アドレス割り 当て)</td><td>申込内容中の [管理者連絡 窓口]</td></tr><tr><td>契約料(AS 番 号)</td><td></td></tr></table>	料金種別	請求先	支払期限	備考	契約料 (IP 指定事業者契約)	申込内容中の 契約者情報 (経理担当者 情報)中の[経 理担当窓口]	請求書発行後 1ヵ月	契約料の納入 を確認後、契 約締結手続き を行います。	契約料(プロ バイダ非依存 アドレス割り 当て)	申込内容中の [管理者連絡 窓口]	契約料(AS 番 号)		7.2 支払期限 各種料金の請求先および支払期限は次の表の通りとします。 <table><tr><th>料金種別</th><th>請求先</th><th>支払期限</th><th>備考</th></tr><tr><td>契約料 (IP 指定事業者契約)</td><td>申込内容中の 契約者情報 (経理担当者 情報)中の[経 理担当窓口]</td><td rowspan="3">請求書発行後 1ヵ月</td><td rowspan="3">契約料の納入 を確認後、契 約締結手続き を行います。</td></tr><tr><td>契約料(プロ バイダ非依存 アドレス割り 当て)</td><td>申込内容中の [管理者連絡 窓口]</td></tr><tr><td>契約料(AS 番 号)</td><td></td></tr><tr><td> AS 番号追加 割り当て手数料 </td><td> 契約者情報 (経理担当者 情報)中の[経 理担当窓口] または 申込内容中の [管理者連絡 窓口] </td><td> 請求書発行後 1ヵ月 </td><td> AS 番号追加 割り当て手数 料の納入を確 認後、当該申 請にかかる新 たな AS 番号 割り当てまた は、AS 番号移 転を承認しま す。 </td></tr></table>	料金種別	請求先	支払期限	備考	契約料 (IP 指定事業者契約)	申込内容中の 契約者情報 (経理担当者 情報)中の[経 理担当窓口]	請求書発行後 1ヵ月	契約料の納入 を確認後、契 約締結手続き を行います。	契約料(プロ バイダ非依存 アドレス割り 当て)	申込内容中の [管理者連絡 窓口]	契約料(AS 番 号)		AS 番号追加 割り当て手数料	契約者情報 (経理担当者 情報)中の[経 理担当窓口] または 申込内容中の [管理者連絡 窓口]	請求書発行後 1ヵ月	AS 番号追加 割り当て手数 料の納入を確 認後、当該申 請にかかる新 たな AS 番号 割り当てまた は、AS 番号移 転を承認しま す。
料金種別	請求先	支払期限	備考																										
契約料 (IP 指定事業者契約)	申込内容中の 契約者情報 (経理担当者 情報)中の[経 理担当窓口]	請求書発行後 1ヵ月	契約料の納入 を確認後、契 約締結手続き を行います。																										
契約料(プロ バイダ非依存 アドレス割り 当て)	申込内容中の [管理者連絡 窓口]																												
契約料(AS 番 号)																													
料金種別	請求先	支払期限	備考																										
契約料 (IP 指定事業者契約)	申込内容中の 契約者情報 (経理担当者 情報)中の[経 理担当窓口]	請求書発行後 1ヵ月	契約料の納入 を確認後、契 約締結手続き を行います。																										
契約料(プロ バイダ非依存 アドレス割り 当て)	申込内容中の [管理者連絡 窓口]																												
契約料(AS 番 号)																													
AS 番号追加 割り当て手数料	契約者情報 (経理担当者 情報)中の[経 理担当窓口] または 申込内容中の [管理者連絡 窓口]	請求書発行後 1ヵ月	AS 番号追加 割り当て手数 料の納入を確 認後、当該申 請にかかる新 たな AS 番号 割り当てまた は、AS 番号移 転を承認しま す。																										

IP アドレス 維持料 AS 番号維持 料	契約者情報 (経理担当者 情報)中の[経 理担当窓口]	請求書発行月 の翌月末	
IPv4 アドレス 移転手数料 AS 番号移転 手数料	移転先となる 組織の契約者 情報(経理担 当者情報)中 の[経理担当 窓口]	請求書発行後 1 ヶ月	
認証デバイス 追加発行手 数料		追加発行手 数料の納入を確 認後、認証デ バイスの追加 発行を行います。	
書面对应手 数料	契約者情報 (経理担当者 情報)中の[経 理担当窓口]	(発行した書 面が請求書の 場合) ・請求書に 記載の納入期 限 (発行した書 面が請求書以 外の場合) ・書面発行	

IP アドレス 維持料 AS 番号維持 料	契約者情報 (経理担当者 情報)中の[経 理担当窓口]	請求書発行月 の翌月末	
IPv4 アドレス 移転手数料 AS 番号移転 手数料	移転先となる 組織の契約者 情報(経理担 当者情報)中 の[経理担当 窓口]	請求書発行後 1 ヶ月	
認証デバイス 追加発行手 数料		追加発行手 数料の納入を確 認後、認証デ バイスの追加 発行を行います。	
書面对应手 数料	契約者情報 (経理担当者 情報)中の[経 理担当窓口]	(発行した書 面が請求書の 場合) ・請求書に 記載の納入期 限 (発行した書 面が請求書以 外の場合) ・書面発行	

後 1 か月	後 1 か月												
<u>6.3</u> その他 (略)	<u>7.3</u> その他 (略)												
<u>7.</u> JPNIC 正会員の料金減額 当センターの正会員である、IP アドレス管理指定事業者、PI アドレスおよび歴史的 PI アドレス被割り当て者、AS 番号被割り当て者には、以下の通り IP アドレス・AS 番号維持料の減額および各種料金の免除を行います。 <u>7.1</u> IP アドレス・AS 番号維持料の減額 算出した IP アドレス維持料および AS 番号維持料から<u>それぞれ 100,000 円を減じた金額</u>を請求します。ただし、減額前の IP アドレス維持料または AS 番号維持料の額が <u>100,000 円</u>に満たない場合は請求をいたしません。	<u>8.</u> JPNIC 正会員の料金減額 当センターの正会員である、IP アドレス管理指定事業者、PI アドレスおよび歴史的 PI アドレス被割り当て者、AS 番号被割り当て者には、以下の通り IP アドレス <u>維持料および</u> AS 番号維持料の減額および各種料金の免除を行います。 <u>8.1</u> IP アドレス <u>維持料および</u> AS 番号維持料の減額 算出した IP アドレス維持料および AS 番号維持料から、<u>当センターの正会員としての会費分類に応じて、以下で定める金額を減じて</u>請求します。ただし、減額前の IP アドレス維持料または AS 番号維持料の額が <u>当センターの正会員としての会費分類に応じて以下で定めのある金額</u>に満たない場合は請求をいたしません。 <table border="1" data-bbox="1249 1107 1594 1337"> <thead> <tr> <th>会費分類</th><th>減じる金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会費 S</td><td>500,000 円</td></tr> <tr> <td>会費 A</td><td>500,000 円</td></tr> <tr> <td>会費 B</td><td>375,000 円</td></tr> <tr> <td>会費 C</td><td>200,000 円</td></tr> <tr> <td>会費 D</td><td>125,000 円</td></tr> </tbody> </table>	会費分類	減じる金額	会費 S	500,000 円	会費 A	500,000 円	会費 B	375,000 円	会費 C	200,000 円	会費 D	125,000 円
会費分類	減じる金額												
会費 S	500,000 円												
会費 A	500,000 円												
会費 B	375,000 円												
会費 C	200,000 円												
会費 D	125,000 円												

<u>7.2</u> 各種料金の免除 「<u>3.</u> IPv4 アドレスおよび AS 番号移転手数料」、「<u>4.</u> 認証デバイス追加発行手数料」および「<u>5.</u> 書面对応手数料」で定める各種料金の支払いを免除します。	会費非営利 100,000 円 <u>8.2</u> 各種料金の免除 「<u>4.</u> IPv4 アドレスおよび AS 番号移転手数料」、「<u>5.</u> 認証デバイス追加発行手数料」および「<u>6.</u> 書面对応手数料」で定める各種料金の支払いを免除します。
<u>8.</u> 本文書の変更について (略) <u>9.</u> 問い合わせ窓口 (略)	<u>9.</u> 本文書の変更について (略) <u>10.</u> 問い合わせ窓口 (略)